

令和4年度 第2回 宮崎地方最低賃金審議会 議事録

1 日時

令和4年8月2日(火)午後1時45分～2時45分

2 場所

宮崎合同庁舎 2階大会議室

3 出席者

公益代表委員	四方、橋口、松岡、丸山、三島
労働者代表委員	今村、鎌田、重黒木、田中、中川
使用者代表委員	甲斐、河野、酒匂、野口、松尾
事務局	田中労働局長、松野労働基準部長、吉田補佐

4 議事内容

【補佐】

会議に先立ちまして、すでに委員の皆様にはご案内しておりますが、事務局に新型コロナウイルス感染者が出ております。当局では執務室内では感染対策を十分とっており、定められる濃厚接触者に該当する事案はないことが確認されておりますことをご報告いたします。

また、念のため、消毒を実施しておりますこと、今回の会場にもアルコール消毒液の設置を行うなど感染対策を徹底しておりますことをご報告いたします。

ただ今より、第2回宮崎地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、15名全員の委員の皆様に出席いただいております。

従いまして、最低賃金審議会令第5条の規程に基づき定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

まず、最初に本日の議事録の確認は重黒木委員と甲斐委員にお願いしたいと思います。

当審議会の開催について公示を行いましたところ、1名の傍聴申込みがあり、本日傍聴されていることをご報告申し上げます。

傍聴者におかれましては、「傍聴に当たっての遵守事項」を厳守のうえ、会議を傍聴されますようお願いいたします。

報道機関の方におかれましては、カメラ等の撮影は、開始直前までとさせていただきますので、撮影を終了していただくようお願いいたします。なお、報道機関記者の審議会の傍聴は、傍聴者席で可能となっております。

次に、資料につきましてですが、目次の1から7までは議題の中で説明いたします。

それ以降の宮崎の主要統計資料は前回の第1回本審以降に公表された資料をつけております。

中央最低賃金審議会の目安小委員会の資料はホームページ掲載についてメールでお知らせしておりますが、ここでは特に宮崎にかかる部分を抜粋しております。

これからの議事については、松岡会長に進行をお願いしたいと思います。

【松岡会長】

それでは始めたいと思います。

皆様ご承知と思いますけれども、昨日の10時過ぎでしたか最賃の額が報道で流れまして、今日8月2日に、中央最低賃金審議会が地域別最低賃金改定の目安について答申を出しました。

この答申については本日の審議会で事務局から報告していただく予定ですが、今後の審議に当たっては目安答申を意識した議論をしていくことになると思いますので、委員の皆様もよろしくお願いたします。

それでは、議題1「宮崎県最低賃金の改正決定に係る意見について」について、最賃法第25条第5項で、最低賃金審議会は、最低賃金の改正決定等の調査審議を行う場合は、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くこととなっています。

意見聴取結果について、事務局より説明をお願いします。

【補佐】

7月7日の第1回審議会における改正諮問の後、7月8日に、関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示を行いましたところ、2件提出がありました。

資料1ページからになります。

まず、7月12日付けで、宮崎ふれあいユニオン委員長様から「要請書」が提出されました。

委員長に参考人意見陳述を確認しましたところ、19日に回答がありまして、「8月8日の第2回専門部会での意見陳述を希望する」とのことでした。

次に3ページにあります。7月27日付けで、宮崎県労働組合総連合議長様から「意見」が提出されました。

県労連事務局次長に同日確認しましたところ、「8月8日の第2回専門部会での意見陳述を希望する」とのことでした。

資料については7月29日にメールですべての委員の皆様へ送付しております。

その他の労使団体からは、意見は出ておりません。事務局からの説明は以上でございます。

【松岡会長】

事前に事務局からそれぞれ皆様のところへメールでお送りいただいていると思いますけれども、あらためて今一度資料でご確認いただいて、「要請書」「意見」について、何かご意見等ございませんか。

(質問・意見なし)

特にないようですので、本件の要請書、意見も踏まえて、宮崎県最低賃金専門部会での調査審議をお願いするというところでよろしいでしょうか。

(異議なし)

また、希望された意見陳述については、この後の第1回専門部会で検討していただきますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

次に、「議題2 運営小委員会報告について」です。

運営小委員会の橋口座長からご報告をお願いします。

【橋口委員】

運営小委員会は、7月7日に開催され、本年度の審議会運営をどうするかということについて検討致しました。内容については、資料2、審議会資料5ページのとおりです。

事務局から要旨説明をお願いします。

【基準部長】

それでは「運営小委員会報告」について、ご説明させていただきます。

資料はお手元の5ページになります。

7月7日の第1回本審後に

公益代表として 橋口会長代理と松岡会長

労働者側代表として 中川委員と鎌田委員

使用者側代表として 河野委員と甲斐委員

以上6名の委員に御出席いただきまして、令和4年度の最低賃金審議会の運営について検討していただきました。以下5点のとおり確認されました。

1点目が、宮崎県最低賃金の改正については、宮崎県最低賃金専門部会において、労働経済の情勢等及び最低賃金法の趣旨を勘案して慎重に審議し、中央最低賃金審議会から目安が提示された後、これを参考として、10月1日発効を目指すこととするが、審議の都合上これがかねわなない場合においても早期の発効を目指し努力し審議を行うこと。

2点目は、産業別最低賃金の改正等の必要性の有無については、検討小委員会において検討することとし、検討小委員会では関係労使の意見聴取を実施する。改正決定、つまり金額改正等についての諮問があった場合は、産業別最低賃金専門部会の結審は、年内発効を目指して努力するものとする。

3点目は、地域別及び産業別最低賃金の金額改正に係る専門部会の審議の運営については、最低賃金審議会令第6条第5項の規定を採用し、専門部会における専決をもって本審答申と同一の効力を有することとする。なお、6条5項の適用は、専門部会において「全会一致」で決議した場合に限ることとし、専門部会での結審に当たって、労使いずれかの委員が「反対」の意思表示、または、本審開催の「申立て」を行った場合については、原則として3日以内に本審を開催し、審議のうえ採決する。

また、専門部会で専決を行った場合は、他の本審委員に關係資料を送付し、次回の審議会で報告すること。

4点目は、地域別及び産業別最低賃金における審議に際しては、「全会一致」の結審に至るよう努力するものとする。

5点目は、専門部会を含む審議会開催日の設定については、事務局において可能な限り早期に日程調整を行うように努めるとともに、各委員は事務局の行う日程調整に協力するよう努めるものとする。

以上でございます。

【松岡会長】

ただ今の運営小委員会報告について何かご意見はありませんか。

(意見無し)

ご意見がなければ、報告のとおりご承認いただけたものとしてよろしいですか。

(異議無し)

それでは、議題3「令和4年度地域別最低賃金改正決定の目安について」に入ることにいたします。

先ほど申しあげましたように、本日8月2日、中央最低賃金審議会から、本年度の目安に関する答申が示されていますので、その要旨について事務局から報告をお願いします。

【労働局長】

あらためましてですけれども、本日、松岡会長はじめ委員の皆様におかれましては、お忙しい中、また猛暑の中、第2回宮崎地方最低賃金審議会にご出席賜りまして、心より感謝申し上げたいと思います。

それでは、目安の伝達についてご説明させていただきます。

中央最低賃金審議会の目安小委員会につきましては、松岡会長からもお話がありましたとおり、昨日第5回が開催されまして、小委員会報告書が取りまとめられたところです。

本日、中央最低賃金審議会が11時から開催されまして、目安額の答申がなされました。お配りしている資料のとおり、宮崎県のDランクにつきましては、30円の目安額が示されたことをご報告いたします。詳細につきましては、この後、事務局からご報告させていただきます。

なお、今般、目安額の審議に時間を要したことにつきまして、宮崎地方最低賃金審議会の審議日程をはじめ、重大な影響を及ぼしているところであります。あらためまして、今後の審議にあたりまして大変なご苦労とご負担をおかけしますことを、事務局を代表してお詫び申し上げますとともに、何卒引き続きご理解とご協力を賜りますことにお礼を申し上げまして私からの説明とさせていただきます。

よろしくお願いたします。

【補佐】

中賃の答申につきましては、資料とは別で机の上にお配りしております。こちらを朗読させていただきたいと思っております。ただ、答申文が来ましたが、12時半ぐらいだったものですから、中身をよく確認できていない面がありますが、申し訳ないですが出来るだけわかりやすく説明させていただきたいと思っております。

令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)

令和4年6月28日に諮問のあった令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

1 令和4年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。

2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解(別紙1)及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告(別紙2)を地方最低賃金審議会に提示するものとする。

3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、

別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。

4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し要望する。

5 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金を受給できるよう一層の取組を求めるとともに、特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、原材料費等の高騰にも対応したものとするなどにより一層の実効性ある支援の拡充に加え、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望する。

6 下請取引の適正化については、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」(令和3年12月)及び「取引適正化に向けた5つの取組」(令和4年2月)に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備を強く要望する。また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

別紙1ですが、公益委員見解としまして、金額の部分で宮崎はDランクになっておりますので、金額30円となっております。

公益委員見解には、賃金に関する部分、労働者の生計費、通常の事業の賃金支払能力等の部分が記載してありまして、2ページのエの各ランクの引上げ額の目安のところですが、賃金については、春季賃上げ受結状況における賃金引上げの水準が反転していて、今年の賃金改定状況調査結果第4表における上昇率が、平成14年以降最大というように記載されております。ただ、この結果には今年4月以降の消費者物価の上昇分が十分に勘案されていない可能性があることが1点、また2点目として、労働者の生計費は、消費者物価の上昇を勘案すると「持家の帰属家賃を除く総合」が示す3.0%を一定程度上回る水準とすることが考えられるとされております。3としまして、通常の事業の賃金支払能力に関しましては、コロナ禍からの改善傾向は見られるとしつつも、中小・小規模事業者について、コロナ禍や原材料費等の高騰により賃上げ原資を確保することが難しい企業も少なくないということで、最低賃金につきましては、罰則の対象となることを考慮し、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられて、総合的に勘案して各ランク目安額を検討するにあたっては、3.3%を基準とすることが適当であるとされております。各ランクの目安については、改定状況調査の4表でDランクの上昇率が高いとされておりますが、消費者物価の上昇率はA・Bランクが高めに推移していること、昨年度はAランクの雇用情勢が悪化していたことを踏まえて全ランク同額としておりますが、今年度はAランクについても雇用情勢が改善しているということからA・Bランクを相対的に高い目安額とすることが適当としております。一方で、地域間格差への配慮も必要ということから、A・BランクとC・Dランクの目安額の差は1円とすることが適当ということで目安額については記載があります。

以降は資料としてグラフ等がついておりまして、最後の2ページにつきましては目安小委員会の報告ということで、労働者側見解、使用者側見解が記載されております。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

【松岡会長】

ただいま、中央最低賃金審議会の目安に関する答申等、あるいは経過について朗読と説明をして

いただいたところです。

具体的な審議は、専門部会でお願いしたいと思いますが、ただいまの事務局からの報告について、ご意見・ご質問などありましたらお願いします。

【甲斐委員】

確かに出たばかりで私たちも使用者側見解を十分読み込んでおりません。今から確認したいと思いますが、大事なところは意見の一致をみるには至らなかったということですね。そして、最終的には公益委員見解で決まったということで、ここをはっきりしておきたいと思います。そして、当初この中央の審議会に諮問するときに、厚生労働大臣から、新しい資本主義のグランドデザイン等々、国の計画に配慮したということの特筆した調査審議を求めるということになっておりましたけれども、結果そういうことになったという理解でよろしいんですか。そういう理解を厚生労働省側としてはされているということでもよろしいですか。

【労働局長】

はい。

【甲斐委員】

わかりました。これからの地方審議において、大事な点だと思っております。

【松岡会長】

では、次の「議題4の専門部会委員の選任について」ですが、事務局からの説明をお願いします。

【基準部長】

地域別最低賃金の専門部会委員の任命についてご説明いたします。

7月7日の第1回本審で、地域別最低賃金専門部会を設置することが確認されましたので、7月8日に、専門部会委員の候補者の推薦について公示を行い、労働者団体及び使用者団体からそれぞれ候補者の推薦をいただきました。

その結果、

公益代表委員として、橋口会長代理、松岡会長、丸山委員
労働者代表委員として、中川委員、重黒木委員、鎌田委員
使用者代表委員として、河野委員、甲斐委員、野口委員

の9名の方を本日、8月2日付けで専門部会委員に任命いたしました。

委員名簿は資料7ページにつけております。

本日の本審のあとに、第1回専門部会を開催する予定です。

以上です。

【松岡会長】

ただ今の事務局説明について何かご質問がありますでしょうか。

(質問、意見無し)

引き続き、議題5「産業別最低賃金の改正の必要性の有無の諮問及び検討小委員会の設置について」審議に入りたいと思います。

まず、産業別最低賃金の改正の申出書に関する資格要件の審査結果について事務局から説明をお願いします。

【補佐】

令和4年度産業別最低賃金改正申出に関する要件審査結果について報告いたします。

資料は9ページからとなります。

日本労働組合総連合会宮崎県連合会様から、2022年7月14日付けで、現行の4業種について、特定（産業別）最低賃金の金額改正の申出がありました。

審査にあたっては、定量的要件に関する審査と、労働協約等における賃金の最低額との関係を審査することとなっています。

改正の場合にあっては産別最賃の適用労働者の概ね3分の1以上の労働者の合意が必要となっておりまして、審査の結果は11ページに取りまとめたとおりです。

まず、「自動車(新車)小売業最低賃金」につきましては、自動車総連宮崎地方協議会販売部門連絡会議長様から申出がありまして、審査しましたところ適用労働者数に対して合意のあった労働者数が1,168人、比率は42.5%で、概ね3分の1以上の合意による申出がなされております。

労働協約等における賃金の最低額は時間額900円となっております。

次に「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」につきましては、全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会宮崎地域懇談会代表様から申出がありました。

審査しましたところ適用労働者数に対して、合意のあった労働者数の比率は44.4%で、概ね3分の1以上の合意による申出であると判断されております。

労働協約等における賃金の最低額は時間額938円です。

続いて、「各種商品小売業最低賃金」につきましては、宮崎県小売産業別最賃労組連絡会の代表幹事様から申出がありました。

審査しましたところ、適用労働者数に対して合意のあった労働者数の比率は54.9%で、概ね3分の1以上の合意による申出がされております。

労働協約等における賃金の最低額は時間額825円です。

最後に「宮崎県部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業最低賃金」につきましては、日本食品関連産業労働組合連合会宮崎地区協議会議長様から申出がありました。

審査しましたところ、適用労働者数に対して、合意のあった労働者数の比率は54.0%で、概ね3分の1以上の合意による申出がされております。

労働協約等における賃金の最低額は時間額847円です。

以上のとおり、令和4年度特定（産業別）最低賃金の改正申出に関する要件につきましては、定量的要件に関しては4業種とも適正であったことを報告いたします。

あわせて、労働協約等における賃金の最低額との関係においては、目安額の答申30円ということと出ておりますが、この部分については、検討小委員会でご審議をお願いすることになると思っております。

【松岡会長】

ただ今の説明について何か質問のある方はお願いします。

(質問なし)

【松岡会長】

特にないようですので、産業別最低賃金について改正申出の要件が適正だったということで、労働局長から改正の必要性の有無について諮問をお受けしたいと思います。

【労働局長】

令和4年8月2日

宮崎地方最低賃金審議会 会長松岡優子 殿

宮崎労働局長 田中大介

宮崎県特定(産業別)最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)

令和4年7月14日付けをもって申出代表者 日本労働組合総連合会宮崎県連合会 中川育江会長から、最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、下記のとおり改正決定に関する申し出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について貴会の意見を求める。

よろしくお願いいたします。

(諮問文の写しを配付)

【松岡会長】

ただいま諮問をお受けしました。諮問文については、皆様のお手元に写しが配付されたと思います。

産業別最低賃金の改正の必要性の有無につきましては、後日、検討小委員会の場で審議することになりますが、まず、この検討小委員会の構成について、従来の慣例等について事務局より説明願います。

【補佐】

産業別最低賃金につきましては、中央最低賃金審議会の答申に基づき、金額改正決定の申し出を受理した場合には、金額審議に先立ち、必ず「改正の必要性」について審議会の意見を求めることとされております。

宮崎地方最低賃金審議会におきましては、「検討小委員会」を設けて「改正の必要性」について審議していただいているところです。

宮崎地方最低賃金審議会運営規程第3条では「会長は審議会の議決により特定の事案について、事実の調査をし、又は、細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。」と規定されており、この規定に基づき検討小委員会が設置されてきました。

委員の構成は、これまでは、公・労・使各側3名の委員で構成されています。

座長及び座長代理は、公益委員から選出し、取りまとめをお願いしています。

また、検討小委員会は全会一致を原則としており、これまで採決を行ったことはありません。

以上が従来からの、検討小委員会の目的、委員の構成及び運営方法でございます。

【松岡会長】

検討小委員会について事務局より説明がありましたが、この場で検討小委員会の各側3名の委員の選出をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議無し)

【松岡会長】

それでは、公益代表委員については、四方委員、橋口委員、三島委員、の3人をお願いします。
労・使各側から委員の推薦をお願いします。
労側いかがですか。

【中川委員】

労働者側からは、今村委員、鎌田委員、中川をお願いします。

【松岡会長】

それでは、使側いかがですか。

【河野委員】

甲斐委員、野口委員、私河野をお願いします。

【松岡会長】

それでは、検討小委員会は、
公益側が、四方委員、橋口委員、三島委員
労働者側が、今村委員、鎌田委員、中川委員
使用者側が、甲斐委員、河野委員、野口委員
以上の9名の委員をお願いします。
次に、検討小委員会の日程について、事務局よりお考えがありましたらお聞かせください。

【補佐】

検討小委員会の開催につきましては、先日、事務局の方で日程調整をさせていただき、運営小委員会で検討いただきました。

第1回を8月17日(水)午後1時30分から

第2回を8月19日(金)午後1時30分から

に予定しておりますので、検討小委員会の委員の皆様はよろしくお願ひいたします。

なお、仮に地賃の答申が予定しております8月10日にできなかつた場合、地賃の第4回専門部会の開催、第3回本審の開催が10日以降となりますが、その日程によっては、宮崎の地賃の答申が出ていない状況となり、先ほどの日程では必要性の有無の審議に影響が出る可能性がありますので、後ほど全体的な日程調整の中でご検討いただきたいと思いますと考えております。

【松岡会長】

では、委員の皆様、いま説明のあった日程でよろしくお願ひします。

(一同了承)

検討小委員会での議題6の「関係労使の意見聴取」について、事務局より説明願います。

【補佐】

ここで関係労使の意見聴取に関する説明とあわせて本日配付しました資料についても簡単に説明させていただきたいと思います。

まず、関係労使の意見聴取に関する説明ですが、前回第1回本審で概要をご説明し、運営小委員会で詳細と日程の確認をいただいておりますのが資料の17ページからになります。令和4年度特定(産業別)最低賃金に関する関係労使意見聴取実施要領という形で、これを施行版とさせていただいております。

意見表明者の推薦様式は別紙1となっております、既に4産業、労使両側から8名ご推薦をいただきました。

23ページの別紙2の意見書につきましては、提出時期の議論等を運営小委員会でいただきまして、県最賃答申後速やかに、第1回検討小委員会までに提出いただくように修正しました。日程的に窮屈になりますが、当日持参でも構わないとしております。

発表につきましては、第1回検討小委員会で、討論の場ではない、質問に回答できる場合は回答していただくという方向で、発表を希望されない場合は意見書を黙読し、質問が出た場合、労使各側が回答できる場合は回答するという内容にしております。それに関して、産別最賃に関しては、平成14年度の全員協議会報告というのがございまして、産別最賃の問題点に関する議論が行われた中で、産別最賃の問題に関する改善としまして、「関係労使のイニシアティブの一層の発揮を中心とした改善」というのがございまして、その中の一つに「関係労使の参加による必要性審議が期待されるとあります。今回の意見聴取は、この部分での対応になるものと考えております。

それから、必要性審議については、労使側からの主張として考えられますのは、労側からは「当該特質自体の存在意義、地質に一時的に埋没しても1円以上引き上げる必要性、宮崎における当該産業の優位性」などの主張が考えられ、一方、使側からは「当該特質の廃止、引き上げできない、改正の必要はない」などの主張が考えられますが、これらの主張を踏まえて審議が一層活発になると考えるところです。

続いて、資料の説明を追加させていただきます。本日配付させていただいた資料としまして、25ページ以降に、第1回本審以降に発表された主要統計資料などつけているということで、35ページからは当局職業安定部が7月29日に発表した「雇用失業情勢」です。

続いて、47ページからが、中央最低賃金審議会の第2回目安小委員会の資料です。

49ページからが賃金改定状況調査結果となっております、よく言われます第4表としまして54ページに男女別の第4表、賃金上昇率の結果がっております。

宮崎が含まれるDランクでは、令和3年6月の賃金が1時間当たり1,202円、4年6月が同じく1,225円と、賃金上昇率は昨年0.3%から1.9%に上昇しています。業種別が右側に続いておりますが、医療福祉3.1%で最も高くなっています。

55ページは一般・パート別の第4表となっております、Dランクで一般労働者の上昇率は宿泊業、飲食サービス業が高くなっています。パートではその他のサービス業が3.5%と上昇率が高くなっております。

59ページからは生活保護と最低賃金との比較に関するものです。これについては後ほど、専門部会で詳しく説明します。この場におきましては、宮崎においても、生活保護水準と最低賃金との比較では、今年度も乖離が生じていないことが確認されていることをお伝えしておきます。

63 ページは、地域別最低賃金の未満率・影響率の推移です。

宮崎が含まれるDランクは、未満率は1.5%で、昨年度1.8%となり、0.3ポイント下がりました。一方、影響率は15.9%で、昨年度の6.9%から大きく上昇しております。

64、65 ページは、最低賃金基礎調査と賃金構造基本統計調査をもとにした各県の未満率、影響率の数字になっております。色塗りをしてありますところが宮崎ということになりますが、基礎調査はどちらかというと小規模事業所に対する調査ということで、賃金構造基本統計調査は大企業が含まれる関係もございまして影響率は低くなる傾向があると思います。

67 ページ以降は、全国の「時間当たりの賃金分布」に関するグラフです。宮崎が記載されているのは72ページ、76ページ、80ページあたりにございますが、このあたりは追って見ていただければと思っております。

簡単ですが、資料の説明とあわせて以上となります。

【松岡会長】

関係労使の意見聴取、あわせて資料の説明について事務局より説明がありましたが、ただ今の説明について何か質問のある方はお願いします。

(質問なし)

それでは、関係労使の意見聴取をするということで、実施要領に沿って、実施するというのでよろしいでしょうか。

(異議なし)

配付資料を含めて、何か質問のある方はお願いします。

(質問なし)

続きまして、議題7「その他」になりますが、事務局から審議日程について提案があるということですので、お願いします。

【補佐】

今後の審議日程については、8月8日に第2回専門部会を開催、8月10日の第3回専門部会、第3回本審で答申を予定しているところです。

しかしながら、中賃の答申が本日ということで、例年に比べて遅れておりまして、近隣県の審議の予定も後ろ倒しになる可能性があります。

現状把握しておりますところで、熊本・大分・佐賀は8月5日、鹿児島は8月10日、長崎は8月12日となっておりますけれども、鹿児島が8月12日に予備日を入れているようです。佐賀も8、9、10日に入っています。

このような状況の中、10日で仮に決められなかった場合どうするかということを考えなくてはいけないのかと思ったものですから、ご協議いただければと考えているところです。

【松岡会長】

委員の皆様のご意見をまず聞くということになりますと思いますけれども、答申が非常に遅れたということで、10日で難しい可能性が高くなれば予備日を入れた方がいいのではないか、あるいは今日はとりあえずこのままにしておいて、後日調整するというにすることなのか、いろいろやり方はあると思いますけれども、いかがでしょうか。

【河野委員】

他県が結果的にいろいろ数字はありますけれども、最終的に他県見合いという話になるのであれば12日も予備とかで、どれだけ参加できるかわかりませんが、設定しておく必要はあるのかなと思います。

【松岡会長】

安全かもしれませんね。鹿児島も12日が予備日であれば。

【甲斐委員】

必要だと思います。この決定は相当に与える影響が大きいですので、慎重に行くべきだと思います。

【松岡会長】

労側どうでしょうか。

【中川委員】

今、日程のご説明、隣県がございましたけれども、今回目安も遅れたということもありますし、毎年慎重な議論をしていただいておりますので、ぜひ予備日は確保していただけますと労側としてもありがたいです。

【松岡会長】

どうしても他県との兼ね合いが出てくるとすれば、あった方が安全かなということになると、事務局はどうでしょうか。今日、皆さんから日程をお聞きするのに何か方法とかアイデアはありますか。お一人お一人聞いていったら大変だと思いますけれども。

【補佐】

そうですね。当初5月に皆さんのご予定を伺ったときには、連休の谷間ということとお盆ということもありまして、元々のカレンダーを12日と15日は黒塗りしてましたので、皆さんのご予定を全く把握していないという正直なところが12、15はございます。皆さんお忙しいですし、お盆の休みの時期ということもありますので、可能であれば今日、いつもメールでさせていただいているカレンダー的な用紙を用意しておりますので、それに各人記入いただいて、本日事務局が回収させていただいて、空いているところで、もちろん全員参加がいいのですけれども、定足数の問題を満たしつつ、多くなるようなということで予備日設定できればと思います。今日2日で1週間、10日もないというようなところですので、できるだけ早く情報を集めて予備日が必要であれば決めたいと思います。

【労働局長】

補足させていただきますと、全員揃うのがこの後なかなかないので、今日全員が揃っているということでご提案させていただいているところでございます。よろしくお願いいたします。

【松岡会長】

カレンダーをご用意いただいているならば配っていただいて、それが効率的かなと思います。

【橋口委員】

労側から12日というのも出たので、そういったことで決めるということでもいいけれども。そのあたりで、延ばすにしても出来るだけ早くがいいということははっきりしているので、それがだめだったら15、16というのも考えないといけないのかなと思いますけれども。

【松岡会長】

じゃあ、挙手が何かで聞きますか。

【橋口委員】

12日はとりあえず差支えがどれくらい皆さんあるのか。例えばですね。

【松岡会長】

12日都合の悪い方はいらっしゃいますか。

(複数委員の挙手あり)

【橋口委員】

午前、午後も同じですね。

【甲斐委員】

15、16日はもっと悪いんじゃないですか。10月1日適用というのは難しいでしょうから。それでも、その中の早い時期に適用ということを考えると早い方がいいことは確かですね。

【労働局長】

事務局としては、10月の早い段階が望ましいということはありません。

【松岡会長】

12日は3分の2はいらっしゃったでしょうか。

【橋口委員】

もう1度12日よろしいですか。12日差し支えある人。

(労側2人、公益3人)

【中川委員】

12日は遅い方がいいし。

【補佐】

鹿児島が12日予備日を入れているとなると、午前中に専門部会を入れているので、わかってからとなると遅い方がということになりますけれども、なかなか公益の先生方が3名いらっしゃらないので難しいかなと思います。

【松岡会長】

15日は皆さんどうでしょうか。

(複数の挙手あり)

16日はどうでしょうか。

(複数の挙手あり)

【補佐】

なかなか厳しいですので、皆さんにカレンダーに書いていただいて集約して、会長、会長代理、それから労使の中川会長、河野専務と調整させていただいて、16までに入れた方がよろしいでしょうか。

(各委員賛同)

先ほど、特賃の話をしたときに少し影響が出るかもと申し上げたのは、労使協定額というのと答申が出た額によって、協定額を超えるような額にできないので、仮に目安額になったときに、影響のある業種がどうしてもあるので、そこでどうしようかと思って少し発言させていただいたということです。

では、書いていただいて集約したいと思います。

(各委員に日程調整表を配付、記載)

8月10日答申ということで8月26日異議審という設定になっておりましたので、答申日はずれますと異議申出期間が延びますので、15日経過して翌日という形で異議審設定ということになります。

8日の専門部会の段階で多少情報も入ってくると思いますので、10日は専門部会するけれども、予備日ということになれば、10日の本審はしないということで、本審のみの委員の方にはそこで連絡をするというやり方になります。それで、予備日で本審に参加いただくということになります。

(各委員記載分を回収)

そうしましたら集約をさせていただいて、ご相談させていただきながら予備日を決めさせていただきたいと思います。

【松岡会長】

後日ご連絡をいただくということで、よろしくお願いします。

それでは、今日の予定された議題は終了しましたが、他に何かありませんか。

特にないようでしたら、本日の会議はこれで終わります。

本日の議事録については、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれ、個人や団体の権利利益が侵害されるおそれ、率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれはないと判断されますので、宮崎地方最低賃金審議会運営規程第7条第2項の規定により公開したいと思いますが、ご異議はございませんか。

(異議無し)

では、議事録は公開ということにいたします。

なお、本日の議事録の確認は、冒頭に事務局から説明がありましたとおり、重黒木委員と甲斐委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(二名了承)

【松岡会長】

それでは 以上をもちまして、令和4年度第2回宮崎地方最低賃金審議会を終了いたします。

お疲れ様でした。

会 長

労働者側代表委員

使用者側代表委員
